

平成22年12月1日

お客さまへ

## 預金規定等への「暴力団排除条項」の導入について

羽後信用金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等の内容を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進しております。

その取組みの一環として、平成22年12月1日より普通預金・当座勘定・貸金庫規定など各種規定に「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、預金口座の開設時や貸金庫契約の際には、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

本表明・確約に関する同意をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

これにより、取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的に該当することが判明した場合には、すべての取引・契約を停止または解約させていただきます。

なお、改定後の各種規定は改定以前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に向け、積極的に取組んでまいりますので、お客さまにおかれましては、何卒この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

